

【会議録】

実施日時：令和5年10月6日（金）14:00 から 15:50 まで

会議名	令和5年度越谷市労働報酬等審議会 会第1回会議	実施場所	本庁舎4階庁議室
件名／議題	1 開会 2 会長及び副会長の選出 3 諮問 4 会長あいさつ 5 議事 （1）会議の公開及び会議録について （2）審議会の審議事項について ① 越谷市公契約条例の概要 ② 越谷市労働報酬等審議会の審議経過について （3）報告事項 ①令和4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について ②アンケート結果について ③令和5年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について （4）協議事項 業務委託等に係る労働報酬下限額について 6 その他 （1）審議会の今後のスケジュールについて （2）会議録の確認について 7 閉会		
出席者等	出席委員 中澤委員、山本委員、高橋委員、濱口委員、谷野委員、山下委員 事務局 榊総務部長 契約課：並木課長、秋山調整幹、小松主任、比佐主事 傍聴者3名		
会議資料	・ 会議次第 ・ 越谷市労働報酬等審議会 委員名簿		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の公開及び会議録について 【資料 1】 ・ 越谷市公契約条例の概要 【資料 2】 ・ 越谷市労働報酬等審議会の審議経過について 【資料 3】 ・ 報告事項 【資料 4】 ・ 【協議事項】 業務委託等に係る労働報酬下限額について 【資料 5】
内容	別紙 会議録（要旨）のとおり

合意・決定事項等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長に中澤委員、副会長に山本委員が選出された。 ・ 会議録は要旨作成とする。 ・ 会議録の確認等取扱いは会長に一任する。 ・ 会議録の公表は、会議を公開とした内容について公表する。 ・ 業務委託等に係る労働報酬下限額について、1,090 円として答申することとする。 ・ 付帯意見については、建設工事の労働報酬下限額答申時に記載する。 ・ 見習いとして従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額については、第 2 回審議会にてまとめて議論することとし、事務局において行うアンケート結果を委員に事前提供する。

開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第 1 回会議の開式。

会長及び副会長の選出

学識経験者である、弁護士の中澤委員に会長、社会保険労務士の山本委員に副会長が相応しいという意見が委員からあり、その意見に対して異議がなかったため、会長、副会長が決定された。

諮問

市長より会長へ諮問書の交付。

会長あいさつ

中澤会長よりあいさつ。

議事

(1) 会議の公開及び会議録について（資料1）

- ・審議会等の会議については、原則公開であるため、本日の審議会は公開としてよいかが協議いただきたい。

➡委員により協議の結果、本日の審議会は公開とすることで決定された。

- ・会議録の記録の仕方として、全文で作成するか要旨のみで作成するかご協議いただきたい。

➡委員により協議の結果、要旨のみでの作成とすることで決定された。

(2) 審議会の審議事項について

①越谷市公契約条例の概要（資料2）

（事務局）

- ・越谷市公契約条例の概要について資料に沿って説明を行った。

【越谷市公契約条例の概要に関する意見等】

- ・意見なし

②越谷市労働報酬等審議会の審議経過等について（資料3）

（事務局）

- ・越谷市労働報酬等審議会の審議経過について資料に沿って説明を行った。

【越谷市労働報酬等審議会の審議経過等に関する意見】

- ・意見なし

(3) 報告事項（資料4）

（事務局）

①令和4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について（資料4）

- 令和4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について資料に沿って説明を行った。

②アンケート結果について

- アンケート結果について資料に沿って説明を行った。

③令和5年度労働報酬下限額適用案件の発注状況について

- 令和5年度労働報酬下限額適用案件の発注状況等について資料に沿って説明を行った。

【令和4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等に関する意見】

- ・意見なし

【アンケート結果に関する意見等】

・労働者向けアンケート結果において、労働報酬下限額以上の賃金をもらっていないと回答があるが、履行状況報告書の報告では労働報酬下限額を下回る賃金を支払っている受注者はいなかったがこの差は何か。

➡労働者向けのアンケートの「下限額以上の賃金をもらっていない」旨の回答のあった労働者の回答用紙を見ると、労働時間を短時間に抑えたうえで回答を行っているようであり、周知不足もあるが、適切に計算したうえでの回答ではないようであった。

・公契約条例について、今後も周知を行っていくべきであるという意見があった。

➡引き続き周知を行っていくよう努める。

【令和5年度労働報酬下限額適用案件の発注状況に関する意見】

・意見なし

(4) 協議事項（資料5）

（事務局）

業務委託等に係る労働報酬下限額について

・①最低賃金額について、埼玉県では10月1日付で昨年度から41円引き上げられ、現在は最低賃金額1,028円となり、47都道府県で39円～47円、改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）で、平均額43円の引上げは、過去最高額となっている。

なお、上昇率は埼玉県で4.15%となっている。（全国4.47%）

・②生活保護基準について、越谷市の生活保護基準額のうち最も高額な基準で受給した場合に支給される額を、1時間あたりに換算した額として760円となっている。

・③市職員給与について、高卒行政職の初任給として、地域手当を含めない場合は1,050円、地域手当を含める場合は1,113円となっている。

・④市会計年度任用職員（事務職）の賃金について、令和5年度は1,035円となっている。

・⑤市内同種労働者、市発注業務従事労働者賃金について、履行中の清掃業務委託24件、6社を対象として、労働者への賃金の支払い状況を確認したところ、

回答いただいた賃金額の平均値は1,043円となった。また、賃金額の最低額は、最低賃金と同額の987円となっている。

- ・資料4 ページ(3)の、公契約条例導入自治体27自治体の比率の平均は最低賃金額に対し105.33%となっており、改定後の埼玉県の最低賃金額1,028円に当てはめると、おおむね1,083円という結果となる。

なお、この算出方法については、平成30年度の答申において、当審議会から付帯意見として示されており、業務委託の下限額の設定にあたっては、条例導入自治体の比率の平均を算出し下限額を検討することが望ましいとされたことから掲載している。

- ・資料5 ページ(4)の、前年度の最低賃金額と下限額の比率を新年度に適用した場合の下限額について、越谷市の今年度下限額は1,035円、下限額設定当時の最低賃金額の987円との比率については、104.86%となっている。この比率を最新の埼玉県の最低賃金額1,028円に当てはめると、おおむね1,078円となる。

- ・資料6 ページ(5)の、越谷市及び近隣自治体の下限額と最低賃金の比率について、加重平均の104.94%を、埼玉県の最新の最低賃金1,028円に当てはめると、1,079円という結果となる。

なお、この算出方法は、昨年審議会において「条例導入自治体の比率の平均について、近隣自治体に絞った方が望ましい」とのご意見があり、設定に際して越谷市及び近隣3市の加重平均を採用した経過を踏まえたものである。

【労働報酬下限額の説明に関する意見等】

- ・令和5年10月時点で最低賃金額(1,028円)と労働報酬下限額(1,035円)との差は7円であり、今後、労働報酬下限額が最低賃金額を下回る恐れがあることから、最低賃金額の上げ幅を考慮して、下限額を設定すべきである。
- ・令和6年度下限額の上げ幅については埼玉県の最低賃金の上げ幅に合わせて41円でも良いのではないか。
- ・厚生労働省から106万円の壁などの情報が発表されたばかりであることから、バランスを見ながら下限額を決める必要がある。
- ・越谷市は県南部であり、東京に近いことから、埼玉県全体に適用される最低賃金と7円しか差がないのは適切な状態ではない。常に最低賃金プラス20~30円程度が望ましい。

- ・東京都をベースとしても良いのではないか。
- ・下限額を設定している東京都内及び近隣自治体の下限額の平均の1,093円としても良いが、その場合、前年に比べて下限額が急に上がることとなり、受注業者の負担となる恐れがあることから、関東圏内で下限額を設定している自治体の平均の1,087円が望ましい。
- ・下限額は予算組みの基礎資料となるため、最低賃金よりは20円～30円程度上乗せした金額が適切ではないか。
- ・最低賃金は毎年4.6%程度伸びていることから、今後の伸び幅を考慮して下限額を決める必要がある。
- ・中小企業は1,196円程度で人材募集をかけており、大企業より高い賃金水準で人材募集をしている状態である。中小企業が多いことからそこも考慮する必要がある。
- ・意見の出た、東京都内及び近隣自治体の下限額の平均1,093円と関東圏内の自治体の平均1,087円の間、1,090円であれば、最低賃金1,028円に対しちょうど6%の上乗せとなる。

これらの意見を踏まえ、関東圏内及び東京都内の平均を勘案した金額での下限額引き上げで全委員の意見が一致した。

以上のことから、労働報酬下限額を令和5年度より55円増額の1,090円で答申することとなった。

【業務委託の答申についての意見等】

- ・業務委託について、付帯意見を付すことが可能か確認したい。
- ・下記を意見とすることは可能か。
 - ①委託契約の条例対象金額を引き下げること。
 - ②委託契約に関し、職種別賃金を設定すること。
 - ③長期継続契約に関して、賃金の上昇幅が想定できないため、柔軟な契約変更に応じること。

【事務局からの説明】

- ・次回の審議会において、審議会としての意見とするか否かを検討したうえで付帯意見とすることは可能である。なお、今までは、業務委託の付帯意見については、年度最後の建設工事に係る下限額答申時に合わせて意見をいただいている経過がある。

その他

(1) 審議会の今後のスケジュールについて

【事務局からの説明】

- ・越谷市労働報酬等審議会第2回会議の開催は令和6年3月下旬に開催予定。
- ・見習いとして従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額について、昨年度は第2回審議会で議論した。

今年度は、上記議題についてのアンケート結果、他市での取扱い状況及び本市での今後の取扱いの案などを整理し、委員宛に事前に情報提供のうえ、3月の審議会において、合わせて議論したい。

<令和4年度の審議会開催状況>

令和4年度	主な議題
第1回	業務委託に係る労働報酬下限額について
第2回	手元・見習い等に係る労働報酬下限額について
第3回	建設工事に係る労働報酬下限額について

<(案) 令和5年度の審議会開日程>

令和5年度	主な議題
第1回	業務委託に係る労働報酬下限額について
第2回	見習い等に係る労働報酬下限額について 建設工事に係る労働報酬下限額について

(2) 会議録の確認について

- ・議事録の確認等の取扱いは会長に一任する。

【その他についての意見等】

- ・委員により協議の結果、開催日程及び議事録の取扱いについては、事務局案のとおり決定された。

閉会